

日時：平成 22 年 4 月 16 日（金）  
場所：三田共用会議所 3 階大会議室

食料・農業・農村政策審議会  
平成 22 年度第 1 回畜産部会議事録（未定稿）

## 目 次

1. 開 会	1
2. 部会長挨拶	1
3. 委員紹介・出席状況報告	1
4. 資料確認	1
5. 政務官挨拶	1
6. 資料説明	3
7. 意見交換	10
8. 閉 会	28

## 開 会

### ○原田畜産企画課長

定刻になりましたので、ただ今から食料・農業・農村政策審議会平成 22 年度第 1 回畜産部会を開催いたします。

皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

鈴木部会長に一言御挨拶をいただいた上で議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお祈いします。

### 部会長挨拶

### ○鈴木部会長

皆様、本日もよろしくお祈い申し上げます。

酪肉近基本方針の議論もこれから大詰めということで、この前閣議決定された食料・農業・農村基本計画を受け、これをベースにブレイクダウンする形で、今後 10 年後に向けた日本の畜産・酪農の姿、政策の役割について、できる限り具体的で明確なメッセージで表現されるよう、突っ込んだ議論をお祈いしたいと思ひます。本日もよろしくお祈い申し上げます。

### ○原田畜産企画課長

ありがとうございました。

### 委員紹介・出席状況報告

### ○原田畜産企画課長

本日の出席状況ですが、林委員、秋岡委員、浅野委員、小野委員、近藤委員、武見委員、松木委員におかれましては、所用により本日御欠席でございます。なお、向井委員におかれましては、所用により途中退席されます。

規定により、部会は委員及び議事に関係のある臨時委員の 3 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き議決することができないとされておりますが、全体で 20 名のうち、13 名が御出席されておりますので、成立しております。

### 資 料 確 認

### ○原田畜産企画課長

資料確認ですが、本日の資料については、お手元の資料一覧の通りです。不足がある場合には事務局までお申しつけください。

それでは、鈴木部会長、よろしくお祈いします。

### 舟山政務官挨拶

### ○鈴木部会長

それでは、本日は、舟山政務官に御出席いただいておりますので、まず舟山政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお申し上げます。

#### ○舟山政務官

皆様、大変御苦労様です。

ただ今御紹介いただいた農林水産大臣政務官の舟山です。

委員の皆様におかれましては、日頃から農林水産政策、とりわけ畜産・酪農政策の推進について、特段の御理解と御配慮をいただき、どうもありがとうございます。

今、鈴木部会長からもお話がありました通り、3月30日に新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。閣議決定されたということは、農林水産省の計画に止まらず、内閣として明確に食料・農業・農村をしっかりと国家戦略として位置付けるという強いメッセージを發したものだと思っております。今回の基本計画では今までにない新しい方向性をあらゆるところで打ち出していると思っております。

まず1つは、「まえがき」において、今、世界的に食料の需給が非常に厳しい状況の中で、食料の安定供給の確保は国の最も基本的な責務であるということ。そして、このことを国民の皆様幅広く御理解していただく中で、国民全体で食料・農業・農村を支えていく社会を何とか構築していきたいという強いメッセージを盛り込みました。そのための個別具体的な政策とし、今年からまず米のモデル対策として戸別所得補償制度、それから生産だけではなく、流通、加工まで付加価値をつけて、農業・農村サイドにいかに所得をもたらすのか。また、農業・農村に存在する様々な資源を生かして農村全体の所得を底上げしていくための6次産業化の推進。また、食の安全と消費者の信頼の確保。畜産につきましても様々な消費者の安心・安全を脅かす事件が多発しました。このような中で、安全・安心を確保するための方策を明示しまして、その上で食料自給率を10年後に50%にしていこうという方向を示しました。

国としては、この新たな基本計画の下で、食料・農業・農村政策を国家戦略と位置付け、目標達成に向けて政府一丸となって施策を推進していかなければいけないと考えております。

酪農・畜産に関しても、基本計画の中で、現在講じている畜種毎の経営安定対策の実施状況等を踏まえて、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討することになっております。今回の酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、いわゆる酪肉近基本方針について御議論いただいているわけですが、今後の方向性を示す非常に重要な基本方針になると思っております。

また、今、非常に大きな価値観の転換の時期であり、かつては酪農・畜産や耕種農業においても画一的に大規模化を目指しましたが、今回の酪肉近基本方針では、多様性をどう確保していくのか、新たな需要にどう対応していくのかといった新しい視点で議論していただきたいと思っております。

いずれにしても委員の皆様からの多岐に渡る御意見の中でより良い基本方針を定め、これからの酪農・畜産の振興を図っていきたく思っておりますので、本日はどうぞよろしくお申し上げます。

#### ○鈴木部会長

舟山政務官、どうもありがとうございました。

なお、最初に御紹介させていただきますが、今日も明治乳業さんから牛乳を提供いただいております。どうもありがとうございます。

## 資料説明

### ○鈴木部会長

それでは、早速議事に進んでいきたいと思っております。先程もお話ございましたように、先般新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。これを受けまして、これまで酪肉近基本方針の見直しについて幅広く議論していただいたわけですが、いよいよ取りまとめでございます。本日は、これまでの議論を踏まえて、事務局の方で骨子案を用意しておりますので、これらについて順次、説明をいただき、その後、議論に移りたいと思っております。予定としては、3時30分頃を目標に終了したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず事務局の方から順次資料の説明をお願いいたします。

### ○山根畜産総合推進室長

本日御用意した骨子案等については、政権与党の政策を前提に、これまでの畜産部会での議論、さらには畜産物価格の検討過程などにおいて、与党の議員からいただいた御意見等を踏まえて作成したものです。私からは資料3と資料4の途中まで説明させていただきます。

まず、資料3の「酪肉近に盛り込むべき今後の酪農・肉用牛政策のポイント」ですが、これは資料4の第1の基本的な指針のポイントを簡潔にまとめたものです。下線部は、今回新しく打ち出すものや、今後より重点を置いて進めていくものです。

資料4について、その下線部を中心に説明いたします。

資料4の第1は基本的な指針の骨子案です。「2. 畜産・酪農所得補償制度の導入」ですが、「畜産・酪農については、現在講じている畜種ごとの畜産経営安定対策の実施状況等を踏まえ、畜産・酪農所得補償制度のあり方や導入時期を検討する」という記述しております。

その下には「畜産経営を支援するための金融措置」について記述しております。

「3. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換」としては、「(1) 6次産業化の取組等による所得向上」として、「酪農・肉用牛生産の産業としての持続性を確保するためには、6次産業化の取組等により、所得の増大を図る」ということで、「このため、加工や直接販売等による付加価値の向上を始め、需要に即した生産やブランド化等による販売価格の向上、これまで輸入品により手当されていた加工品などへの国産畜産物の利用拡大や販売ルートの開拓、輸出の促進による販売量の増大」や「生産コストの引下げ」について記述しております。

また、その下の酪農に関する流通面に関する記述につきましては、こういった取組も酪農家の所得向上につながるということで書いております。

次のページですが、「(2) 需要に即した生産の推進」については、1つ目の丸の「需要の把握」、2つ目の丸の「生乳の需給調整」につきましては、消費者ニーズをきめ細かく把握し、潜在的な需要を発掘するという事です。3つ目の丸ですが、「特に、今後とも需要の伸びが期待できるチーズについては、国内消費量の約8割に当たる輸入チーズを可能な限り国産に置き換えていくとともに、これに仕向ける生乳供給を拡大することが重要」という記述しております。また、その下の丸ですが、「肉用牛では、主に黒毛和種の生産者において、脂肪交雑の多い霜降り牛肉を生産しようとする傾向が強いが、消費者においては、霜降り牛肉だけでなく、脂肪交雑は多くないが比較的安価な和牛肉に対する嗜好も増えている。このような需要に応えるため、肥育期間の短縮等による生産コスト削減と、こうした牛肉の販路の確立を図る必要。また、こうした観点から、脂肪交雑の多くない日本短角種など黒毛和種以外の和牛についても品種特性に応じた生産を推進する必要」と

いう記述にしております。

(3) では、1つ目の丸に、先ほど政務官のお話にもございましたように、多様な経営の育成・確保について、「今後の我が国の酪農・肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営が、規模拡大による効率化のみを追求するのではなくて、加工・販売といった6次産業化への取組を含め、地域の特性等それぞれの置かれた環境を踏まえた多様な取組を行い、経営基盤を強化していくことが重要」という記述をしております。その次には、「酪農・肉用牛生産への新規参入と育成」について書いております。3ページにまいりますと、「畜産コンサルタント、コントラクター、TMRセンター等支援組織による技術・経営能力の向上」について記述をしております。

(4) 酪農・肉用牛経営におけるコスト低減・省力化については、一つ目の丸で、「土地条件等に適応した飼料作物の生産利用の拡大や地域の飼料資源を活かした放牧の導入を進めるとともに、コントラクター、TMRセンター及び公共牧場の活用や、粗飼料の広域流通の推進」ということを謳っております。その下のところでは、「飼養管理技術の高度化」について記述しております。

さらにその下には、「ヘルパー等支援組織の育成」について記述しております。その下の「規模拡大」については、「飼養規模の拡大は、1頭当たり労働費の低減による生産コストの低下を図る手段」であり、「とりわけ、1戸当たり飼養頭数が依然として零細である繁殖経営においては、規模拡大による生産コストの低減を図ることが必要」という記述をしております。

4ページにまいりまして、「(5) 家畜改良」等では、1つ目として、「牛群検定の普及促進」を書いております。2つ目の丸ですが、「乳用牛の改良については、生涯生産性（単なる乳量だけでなく、乳牛の供用年数等の経済性も考慮した生涯における生産性）の向上を図るため、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）に着目した改良を推進する」と書いております。その次は、「和牛の生産性の向上」。その下は、「性判別精液の利用拡大」について書いております。その下ですが、「多様な酪農経営を推進する基礎となるよう、研究機関等におけるブラウンスイス種等の飼養管理に関する調査試験を推進」し「あわせて、牛群検定等の情報を基に、品種の特性を活かした改良を推進する」と記述しています。その下には「衛生対策の推進による生産性向上等」の記述をしております。

(6) 畜産物の高付加価値化・ブランド化では、1つ目の丸で「国産チーズの高付加価値化」として、「国産ナチュラルチーズの製品開発、指導者養成研修、製造技術向上に必要な研修及び器具機材の整備等を通じた地域の特色あるチーズ作りへ転換」という記述をしております。その下ですが、「ホルスタイン種だけでなく、乳蛋白質が高くチーズ生産に適した品種として知られているブラウンスイス種等を活用することも必要」と記述しております。5ページ目にまいりまして、「地域ブランドの確立」については、机上配付資料のEUでの地理的表示の資料を後ほど適宜御覧いただければと思いますが、「チーズ等国産乳製品の付加価値を高め、消費を拡大する手段の一つとして、EUで行われているような地理的表示制度の導入は有効な方策と考えられるが、まずは、そのための条件整備を図るため、製造技術の向上」を図っていくことが必要ということです。その次のパラグラフでは、真ん中辺りに、「地域資源を活用して生産された牛肉のブランド化を推進」、さらにその後ろに、「地場産食肉と他の地場産食材とを組み合わせた食肉加工品の開発を推進」ということです。その下の丸ですが、「放牧により機能性成分の含有量が高まった牛乳など、新たな価値を付加した特色ある製品の開発・普及」ということです。

(7) 畜産物の輸出の促進では、1つ目の「輸出先国の拡大」については、2つ目のパラグ

ラフで、「我が国の畜産物の輸出を促進するため、二国間における技術的な」衛生面での「協議を積極的に進め、輸出可能な相手国の拡大に努める」ということを謳っております。その下は「国産畜産物のPRの推進」、その下の丸では、「中国本土、香港、台湾等の近隣諸国における品質や安全性に関心の高い富裕層に向けた我が国の牛乳・乳製品の輸出拡大」ということを謳っております。

その下、「(8) 加工・流通の合理化」では、1つ目に、「集送乳及び乳業の合理化」、2つ目に、「肉用牛及び牛肉の流通の合理化」ということを謳っております。6ページにいていただきました、「6次産業化等を後押しする流通」については、後ほど流通の合理化のところの説明があると思いますが、「生産者における6次産業化等の特色ある取組を後押しするための流通面からの必要な改善等について検討」という記述を入れております。

「(9) アニマル・ウェルフェア」については、「日々の観察・記録の励行、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等により、家畜を快適な環境で飼うことは、安全な畜産物の生産につながるるとともに、生産性の向上にも結びつくもの。このため、我が国の実態に応じた飼養管理指針の作成と普及啓発により、今後、一層の推進を図ることが必要」ということです。

4ですが、「(1) 資源循環型社会への貢献」ということで、強く打ち出しております。

(2) の1つ目の丸ですが、「水田を有効に活用し、国産飼料の増産」ということで、飼料用稲を強く出しておりますが、その下、3行目に、「飼料用稲を推進する上では、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上や低コストの技術の導入などによる生産コストの低減、調製・給与技術の開発等を図ることが重要」ということになっております。その下の丸ですが、2行目に、「各地域の条件に適合した品種や飼料生産利用技術の開発・普及等を進める」と記述しております。7ページの耕畜連携については、「たい肥と稲わら等の農場副産物と交換や飼料用稲の生産・利用などによる耕畜連携を強化」する方向性を打ち出しております。その下ですが、2パラ目に、「多収性や持続性に優れた優良品種や効率的な飼料生産利用技術の開発・普及を推進する必要」としてあります。その次ですが、「放牧は、飼料費の低減、ゆとりの創出、衛生対策費等の低減」、さらに、今回、「中山間地域等における自然環境の保全、良好な景観の形成や鳥獣被害の軽減に資する」ことを打ち出しております。さらに、その下ですが、「河川敷を含め、あらゆる利用可能な国産飼料資源」を「有効活用」していく必要があるということなのです。

(3) にまいりまして、コントラクターやTMRセンターですが、2つ目のパラの最後に、「経営の高度化を図ることが重要」としてあります。

「(4) 国産粗飼料の広域流通の構築」については、「地域によっては、土地の制約等の理由で自給飼料基盤の拡大にも制約がある場合がある」ことを踏まえ、「耕種地帯から畜産地帯への効率的な粗飼料流通体制を構築」していくということを出しております。

「(5) 国産飼料利用畜産物の高付加価値化」については、「国産飼料の生産・利用を畜産物の消費面から」も推進していくということなのです。

(6) ですが、1つ目の丸の1行目の最後に、「エコフィードの普及のためには、TMRセンター等を活用して、効率的な収集、加工、供給を可能とし、一定の品質のものを安定的に供給する体制の構築が必要」ということと、その下に「安定的な飼料穀物の確保」について記述しております。

(7) の家畜排せつ物の管理等ですが、1つ目の丸に、「たい肥の自給飼料生産への利用」、2つ目に「耕種農家を通じたたい肥利用の促進」、3つ目に「ニーズに合ったたい肥生産」ということを記述しております。9ページにいていただきますと、バイオマスとして積極的に活用していくという方針について書いてあります。

(8)の排水対策・悪臭防止対策では、1つ目の丸に、「畜産経営に起因する苦情の内容の多くは、悪臭や水質汚濁関連となっており、こういった問題に「適切に対応することは、畜産業の健全な発展とともに、大気・水・環境の保全を図る上で必要」ということで、下2つの丸に「水質汚濁防止対策」と「悪臭防止対策」について記述しております。

5にまいりまして、「(1)畜産物に係る安全と信頼の確保」ですが、2つ目のパラグラフの真ん中辺りから、ここでも今回の飼料用米等の生産推進に当たり、「適切な栽培管理の徹底を図り、安全な畜産物の安定供給を確保」する。また、2つ目の丸ですが、産業動物獣医師の育成・確保、公務員獣医師の育成・確保ということを今回謳っております。その次は、牛のトレーサビリティについて適切に運用していくという記述があります。その次ですが、「飼養衛生管理の向上」として、農場段階におけるHACCPの推進を謳っております。「(2)消費者・実需者ニーズを捉えた畜産物の消費拡大」では、1つ目の丸の2つ目のパラグラフですが、「消費者ニーズについては、各団体が行っている調査等については、その内容や方法を改めて検討するなどにより、消費者ニーズを的確に捉え、これを消費拡大の取組に反映していくことが必要」という記述にしております。2つ目の丸ですが、まず「生乳取引における乳脂肪の基準については、飲用牛乳だけでなく乳製品製造のための乳脂肪分を含めた乳固形分を可能な限り国産で供給することの重要性を踏まえつつ、放牧酪農等多様な酪農の推進、消費者ニーズの変化、酪農における購入飼料への依存度、安定した品質の粗飼料確保等を総合的に勘案し、引き続き、取引関係者間における検討を促していくことが必要」という記述にしております。その下ですが、「我が国の牛肉資源の中で最も肉質の良い品種である黒毛和種については、適度な脂肪交雑による有利性の確保と、肥育期間の短縮等によるコスト削減のバランスをとることがこれまで以上に重要。また、早肥性や粗飼料の利用性等、脂肪交雑以外の品種特性を活かした牛肉として、褐毛和種、日本短角種、乳用種、交雑種についても商品カテゴリーを確立していくことが必要。さらに、これらの取組を推進する観点から、生産者に対して品種ごとの生産・消費動向について情報提供するとともに、早期肥育技術に優れた生産者を積極的に顕彰する等の取組を推進」ということを書いております。その下ですが、チーズについては、「特色ある国産ナチュラルチーズの製造技術の向上のため、指導者や技術者の養成研修を行うことが必要であり、関係者の意見を聞きつつ、ニーズに合った人材育成方策を検討することが必要」ということでございます。その次の丸ですが、国産の牛乳・乳製品について、飲むことのみならず、食べることもということで、「日常の家庭料理において活用されるよう牛乳・乳製品を利用した料理の普及や高付加価値な牛乳を供給するなど、消費者の多様なニーズに対応した牛乳・乳製品の消費拡大を推進する」ということです。その次のパラグラフですが、国産牛肉については、3行目ですが、「品種ごとの商品特性を分かりやすく消費者に情報提供」、「また、市場流通のメリットが少ない低価格帯の牛肉については、インターネットを通じて販売する等、生産者団体による直接販売ルートの新規開拓・拡大を推進」ということです。その下の地産地消については、「外食・中食事業者などとの連携」ということも書いております。

(3)ですが、「食育など畜産や畜産物に対する国民の理解の確保」ということで、1つ目につきましては、食育を引き続き推進していく。2つ目の丸ですが、国内で畜産を行うことの意義とか、国産飼料を利用することの意義について説明していく必要。また、「飼料が高騰する場合、国内の生産基盤を維持していくためには、生産者が努力しても吸収しきれないようなコスト増については畜産物の価格に転嫁せざるを得ないことについて、今後とも飼料価格情勢に応じて国民に理解を求めていく必要」ということを書いております。その下には、「アクセス機会の提供」を行っていく



ことについて記述しております。

次の第2ですが、法律に基づきまして、「生乳及び牛肉の需要の長期見通しに即した生乳の地域別の需要の長期見通し、生乳の地域別の生産数量の目標、牛肉の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の地域別の飼養頭数の目標」ということでございますが、これは現在基本計画で示された数字を基に検討中のため、次回以降にお示ししたいと思っております。

その次の第3ですが、「近代的な酪農経営及び肉用牛経営の基本的指標」です。今回の「基本的考え方」ですが、基本計画における考え方を受けて、1の2つ目のパラグラフですが、「創意工夫を活かした酪農経営及び肉用牛経営の展開に資する多様な経営の具体的取組を経営指標として例示的に設定」ということになっております。この類型については、以下の通りお示ししております。これは15ページ以降を御覧頂ければと思います。まず、酪農ですが、1つ目は、北海道において現在の平均的な飼養頭数の家族経営の類型です。2つ目は家族経営ですが、繋ぎ・パイプライン方式で、可能な範囲での規模拡大を図るという経営です。3つ目は、法人で、フリーストール・パーラーという設備投資をして、効率化を進め多頭飼育を行う類型です。4つ目は、都府県における平均的な規模のものです。5つ目は、家族経営で繋ぎ・パイプラインの経営です。6つ目は都府県における法人経営です。今回、6次産業化の取組として、7つ目にチーズ加工・販売を行う酪農経営の類型を追加しました。

16ページにいただきますと、「肉用牛（繁殖）経営の類型（案）」です。1つ目ですが、北海道における家族経営で、複合的に他の野菜等も栽培するという類型で、50頭規模の経営です。2つ目は、ほ乳ロボットといった設備投資もしまして、専業で行う家族経営の類型です。3つ目ですが、現在、繁殖経営の飼養規模は全国平均10頭ぐらいです。CBSと書いてございますが、キャトル・ブリーディング・ステーションです。これは、「繁殖経営で多くの労働時間を費やす、繁殖雌牛の分娩・種付けや子牛のほ育・育成を集約的に行う組織」のことで、こういうものを利用することで、例えば高齢者の経営維持や、耕種農家から繁殖農家への新規参入が可能となります。現在、CBSは非常に少ないですが、今後期待する類型として設定しております。4つ目については、都府県の複合経営の類型で、5つ目は専業で規模拡大するという例です。

17ページにいきまして、肉用牛の肥育ですが、まず1つ目は、都府県において、肉専用種の繁殖・肥育の一貫飼養により、安定して子牛、素畜を確保していく法人経営です。2つ目は、肉専用種の肥育のみを行う家族経営です。3つ目は、北海道において、乳用種に加え、交雑種も肥育する法人経営です。私から説明するところは以上でございます。

#### ○鈴木部会長

引き続きお願いします。

#### ○倉重牛乳製品課長

引き続き、第4の「集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項」について説明します。「集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項」についてです。2つの項目がある訳ですが、まず生乳の計画的かつ安定的な供給という観点から一番重要な機能は、生産者団体の自主的な取組として行っている生乳の計画生産が挙げられます。例えば平成22年度の計画生産では、生乳需給の緩和が見込まれることを踏まえ、対前年度実績比98.7%という計画生産が自主的に決定されました。このような形で生産者団体の自主的な取組として計画生産を推進していくことは需要に見合った生産を推進していくという観点で非常に重要であると考えておりますので、引き続きこのような形で計画生産を推進していくことが重要と考えております。一方、計

画というときに、これは日本だけではなくて、世界もそうですが、生乳を含む農産物の需給というものが不安定になっていて、生産者の方々も色々将来に向けての不安も持っていらっしゃる時に、なかなか難しいことですが、中長期的な需給の変動をこの計画生産にどのように織り込んでいくかということについては、技術的に難しいところが多いとは思いますが、課題になっていると認識しておりますので、今後検討していくことであると考えております。

以上が生乳の計画的かつ安定的な供給の部分です。一方、集送乳の合理化も非常に重要でございまして、今説明しました計画生産を主体的に担っています指定団体は平成 12 年度以降広域化されておりますが、引き続き県連や単協が集送乳を行っていることが多く、機能が完全には一元化されていないという状況です。

その結果、集送乳経費の合理化が行われれば酪農家の所得も上がる訳ですが、集送乳経費の合理化も 1 割程度の削減に止まっているという状況です。

今後の方向性ですが、まずは生乳の受託販売の公正や透明性の一層の確保を図ることが何よりも重要だと思います。それを前提に、大型貯乳施設の整備や更なる県連・単協等の再編整備を促し、集送乳を指定団体に集約・一元化していく努力が必要だと考えております。

その一方で、集約・一元化の過程で生産者の皆様が単協・県連を通じて指定団体に生乳の販売を委託するという現在の取引について、一層の合理化・簡素化をする余地がないのか。例えば、どのように販売手数料等を削減・簡素化していくことができるかという観点の検討が必要であると考えております。また、今後、6次産業化等を進めていくときに、この集送乳のやり方と、6次産業化を個々の酪農家が創意工夫を持って取り組まれるときに、そのような取組と基本となる流れについて、どのようにバランスを取るか、どのような工夫ができるかを考える必要があると思っております。

次に「乳業の合理化」が 18 ページの下の方にございますけれども、簡単に説明いたします。近年の現状については、経済情勢の悪化のため、各中小乳業等が再編に伴う新たな投資に躊躇しており、再編のスピードは鈍化しています。

19 ページにまいりますけれども、一方、経営規模の非常に小さい中小乳業は、経営環境が悪化して廃業が増えているため、減少傾向にあります。

このため、製造販売コストの低減も進んでおりません。今後は、乳業の再編は、乳業メーカーだけではなく、乳業の再編が進むことにより、酪農経営自体の安定にもつながること、安全で消費者の信頼が確保された乳製品の安定供給につながるということも非常に重要なことと思っております。その際、何かから何まで全て再編統合することではなくて、②のところに書いておりますが、創意工夫を生かした多様な生産形態にも対応できるような高付加価値に取り組んでいる酪農家については、独自に行っていくことにも配慮しつつ、全体としては再編を進めていくことが重要だと思っております。

最後に、「(3) 牛乳・乳製品の安全性の確保」についてですが、当然消費者のことを考えて進めていかなければなりません。1つの目安としては、HACCPの対応をしている工場がどれくらいあるかです。今説明した通り、経営環境が悪化しておりまして、HACCPの取得に係る投資もなかなか行われていないという状況です。

牛乳乳製品の製造過程に起因する事故を未然に防ぐことは非常に重要なことですので、今後ともぜひこのHACCPの手法を導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業工場の整備に継続して取り組んでいく必要があると考えております。

乳製品については以上です。

#### ○渡邊食肉鶏卵課長

今月から食肉鶏卵課長を拝命しました渡邊でございます。よろしくお願いたします。引き続き、同じページですけれども、「肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項」について説明させていただきます。

牛肉を適正な価格で安定的に供給していくためには、肉用牛や牛肉の流通の合理化が重要でございます。これまでの酪肉近基本方針におきましても、家畜市場の合理化や食肉処理施設の合理化についての目標を設定してきており、今回定める新たな基本方針においても同様の取組を続けていくことが重要と考えております。

まず、「(1) 肉用牛の流通の合理化」については、御案内の通り、家畜市場は肉用牛の公正な取引の場として適正な価格形成のために重要で、家畜市場——道路交通網の発達等を背景に小規模な家畜市場の再編統合が進展してきたわけですが、依然として規模の小さい市場もあります。現在、基幹的な家畜市場を除く市場の1日当たりの平均取引頭数は、平成20年度で180頭となっております。現行の基本方針の平成27年度目標では250頭という目標を掲げておりますが、目標を下回っております。引き続き、小規模な家畜市場の再編整備に取り組んでいきたいと考えております。

次に、「(2) 牛肉の流通の合理化」、19ページから20ページですが、産地食肉センター等の食肉処理施設は、肉用牛の生産地で枝肉から部分肉に処理するという、牛肉の流通における重要な役割があります。これら食肉の処理施設についても再編統合が進展しており、1日当たりの処理頭数が増加してきておりますが、稼働率で見ると、平成20年度は64%で、現行の基本方針の27年度目標の80%を下回る水準にあります。このため、食肉処理施設、産地食肉センター等についても関係者や地域の実情も踏まえながら引き続き合理化に努めていきたいと考えております。

また、産地食肉センター等における食肉の取引は、一般的に食肉の卸売市場における取引価格を指標として行われており、食肉卸売市場では、公正で透明性の高い価格形成が重要です。このため、食肉卸売市場については、このような適正な価格の形成機能が最大限発揮できるように、需要者である専門の小売業者や量販店のニーズに応じられるよう多様な品目——和牛、交雑種、或いは乳用種の十分な量を集荷して供給していく集分荷機能や、代金の決済機能を高めることが重要と考えております。

以上でございます。

#### ○鈴木部会長

続いて、家畜改良増殖目標の関係をお願いします。

#### ○菊地畜産技術室長

資料5を見ていただきたいと思います。新たな家畜改良増殖目標の案のポイントについて説明いたします。

家畜改良増殖目標は、家畜改良増殖法に基づいて10年後の家畜の能力・体型・頭数等の目標を概ね5年毎に定めています。内容は非常に技術的かつ専門的であることから、家畜改良の専門家、生産者、消費者、畜産関係団体の方々から成る研究会を開催し、その中で検討してまいりました。今後は、基本計画を踏まえつつ、酪肉近基本方針と内容やスケジュールを調和させながら取りまとめることとしております。

今回の見直しでは、畜産物の量や質の向上に加え、特色ある家畜による多様な畜産経営の創出、消費者ニーズに対応した畜産物の供給、飼料利用性の改善等の課題について、家畜の改良面から可

能な限り貢献していく方向で検討しております。

酪肉近に関係がある乳牛、肉用牛について紹介しますと、左上の囲みにある通り、今、国内の乳牛の品種はほとんどがホルスタイン種です。乳量は 6,000 キロとやや低いですが、乳たん白質率が高く、チーズ適性のあるブラウンスイス種や、乳脂率が高いジャージー種のような品種の推進、或いは和牛についても種々の品種や系統があり、増体能力等、特徴的な遺伝形質を有しているなど、系統の改良による遺伝的多様性の確保によって特徴ある牛の利用を推進していく必要があると考えております。

左下の囲みの左側にあるように、最近の消費者の方々の健康志向に合わせて、これまでの霜降り重視の改良だけではなくて、平均的な品質で早く育つ牛の作出や、右側の囲みにありますように、乳牛では泌乳ピーク時とそれ以降の乳量の変化の少ない牛、——右側で山が随分高いのが現状ですが、——なだらかな泌乳曲線を描く牛を作っていきたい。これらによって、牛の体への負担も減らしつつ、生産者の方々も飼いやすい牛を作っていきたいと考えております。

こうしたことによって、牛の生涯生産性の向上も期待できるような方向を目指し、検討しているところです。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

それからもう1つ、国民からの意見募集についてお願いします。

#### ○山根畜産総合推進室長

農水省改革の一環として、これまで既に酪肉近の策定に向けて国民の皆様から御意見を募集したところですが、ただ今説明しました骨子案等を作成した段階で、改めて国民の皆様から幅広い御意見をいただいております。

そこで、本日御説明しました「酪肉近基本方針の骨子案」と「家畜改良増殖目標のポイント」について、国民からの御意見を募集してはどうかと考えております。

#### ○鈴木部会長

今、事務局の方から骨子案等について意見募集をしてはどうかということですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○鈴木部会長

それでは、そういう方向で手続を進めていただきたいと思います。

意 見 交 換

#### ○鈴木部会長

それでは、基本方針及び家畜改良増殖目標の見直しに向けまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。舟山政務官が3時15分ぐらいに御退席されますので、それまでにできる限り皆さんから一通り御発言をいただいて、政務官からコメントをいただき、細かい点についてはまた事務局の方から説明していただきたいと思います。順次どなたからでも御意見をいただきたいと思います。

すが、向井委員が早めに退席されるということですので、向井委員からお願いいたします。

#### ○向井委員

今回の酪肉近の案を読んで、消費者の多様なニーズに対する多様な生産構造という方針を謳っていることは非常に結構なことだと思います。特に私どもは黒毛和種の繁殖雌牛の育種登録という仕事に携わっておりますけれども、当然生産者においては、このような目標に向かって飼養管理形態の改善、育種改良目標の多様化あるいはそれに向けた交配方法等を今後検討していくこととなります。けれども、その中で1点非常に気になるのは、特に2ページの「脂肪交雑重視から多様な和牛生産への転換」という表現の中で、――主に黒毛和種の生産者においてのフレーズですが、気を付けていただきたいのは、生産者が脂肪交雑重視の傾向が強い。むしろ生産者がそういう志向を持つことは、子牛市場や枝肉市場等での価格形成において脂肪交雑重視となっていて、そこに消費者の意向が必ずしも十分に反映されていないのではないかと。このような価格形成の中で飼養形態や目標については、そののところがいかにも消費者と生産者の意識が大きくずれているのだ、というような指摘になると、生産者にとっても若干違和感が残る。ここのところを少し、当然酪肉近の中でも生産者と消費者の距離をどう縮めていくか、あるいはそれが6次産業化という表現にもなるかと思っておりますので、そののところの表現、これまでの改良増殖目標に依拠してやってきたということを踏まえた表現にさせていただかないと、生産者が少し戸惑うのではないかと思います。ここで示していただいた改良増殖目標については、今後、育種目標という形で生産者が日夜努力するということで、それが消費者に受け入れられていくものだと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様。では、阿部委員からお願いします。

#### ○阿部委員

基本的な方針の骨子案について3つほど感じたことをお話しします。

1つ目は、3ページの上から真ん中辺りですが、飼料基盤の整備や家畜の飼養管理技術についてです。飼料基盤の整備については、ターゲットにする作目やコントラクターを使った生産方式、TMRとしての酪農家への供給に関しては、これから目指すべき方向がしっかりと明示されていると思います。

ただ、その中で、コントラクターとかTMRセンターというような支援組織を地域のコミュニティーセンターとして位置付けてやっていくということが、書かれていないので検討していただきたい。そういった支援組織のコミュニティーセンターの中に、地域の試験研究機関や大学、JAの技術普及陣だとか普及センターの技術者と支援組織が連携を取りながらやっていくといった項目を付け加えていただくとありがたいと思います。

その理由は2つあって、1つは、そういう技術陣が参加することによって、最先端の技術情報がその地域にもたらされること、もう1つは、研究機関や技術普及者が酪肉近の中に書き込まれると、彼らの励みになるということがありますので、それができたら1つお願いというか、検討していただきたいというのがあります。

2つ目は、チーズに関する記述が思いを込めて書かれておられるのですが、それに対応してチーズの生産拡大に向けて、牛乳中の乳たん白質含量の向上を技術目標としていくことが必要と思いません。釈迦に説法ですけれども、牛乳のたん白質、特にカゼインが多くなるということは、単にチー

ズの歩留まりが良くなるだけでなく、必然的にカルシウムやリンの含量も向上させることとなります。酪肉近の中ではこれに関してはブラウンスイス種についてたん白含量が多いと書かれていますが、ホルスタイン種についても、確か 10 ページだと思えますけれども、乳脂肪分を含めた乳固形分をとというふうに書かれていて、この中には乳たん白はイメージされているのだと思えますけれども、やはり直接に、乳たん白質率という言葉を入れ込めば、以前から議論がありますように、牛乳の乳脂肪率について議論する場合には乳たん白質はどうなるのかなど、乳質に関する議論が幅広く展開されることも期待され、乳たん白質率の向上を目標として入れることを検討していただければと思います。

それから、もう 1 つは社会科学的なことになりますが、後継者や新規就農の問題についてです。この骨子案の中では新規就農をやっといこう、日本型の酪農の特徴として酪農ヘルパーが酪農の新規就農者の予備軍としてあるから、その人たちに対してもっともっと技術的な支援をしようということが書かれています。北海道にいて、色々な酪農家と接する中で、これから新規就農したいという若い人はいっぱいいる。ヘルパーばかりではなく、色々な人がいる。彼らにとってデッドロックになるのは、土地の問題や資金の問題です。そこら辺がやっぱり隘路になっている訳です。それを克服して、新規就農者を少しでも増やしていく。年間 1000 戸ずつ酪農家が減っていく訳ですが、その内 20 戸でも 30 戸でも新規就農者を増やすための方策を、もう少し行数を多くして書き込んでいく必要があると思います。例えば、北海道ではリース牧場事業やリレー方式というのがあります。リレー方式というのは、離農予定者と新規就農者が連携して 1 年間ぐらい一緒に共同で経営をして、新規就農者が慣れた頃になると、新規就農者が 1 人、或いは夫婦で離農予定者の後を継ぐという方式です。北海道の天塩町では、そういう若い人に対して結構大きなプレゼントをする訳です。それは天塩町の酪農の発展のために絶対必要ということで補正予算を組んで、数百万円をばんとプレゼントする。しかしながら、そういう事例は本当に少ない訳ですから、そういったものの拡大が必要です。

それから、もう 1 つ、御存じの方も多いたと思いますけれど、ニュージーランドではミルクシェア方式というのがあります。これは土地やパーラーを持っている地主的な人と酪農をやりたいという若い人が投資をシェアしながら、その投資の額に応じて利益を配分するというやり方でスタートし、次第に酪農をやりたい人のシェアが多くなって経営主体になっていくという方式です。日本でも日本型のミルクシェア方式のようなやり方を考えてはどうかと思います。

新規就農を希望している者がいるのに、土地と資本の面でのデッドロックがある。色々な知恵を出すだけでなく、国と地方自治体が連携するなど、少しずつデッドロックを減らすことで、就農者を増やしていくというような工夫があったらよいと思います。

以上です。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

富士委員、お願いします。

#### ○富士委員

基本方針の 1 ページ、我が国における位置付けについてです。有機たい肥による土壌還元等、土地利用型農業との循環型農業を形成する上でも我が国の畜産・酪農が重要だということも入れる必要があるのではないかとというのが 1 つです。

2 つ目は、所得補償の導入ですが、ここの書きぶりは基本計画の書きぶりと全く同じだと思いま

すが、酪肉近ではもう少し具体的な方向性を示せないのかという思いです。特に畜産・酪農の場合は現行制度がそれなりにきちんと機能している。例えば加工原料乳や子牛における補給金という形での所得補償、肉用牛の肥育におけるマルキン、養豚における価格差補てん。は、生産者が拠出した基金にはセーフティーネットという性格もあります。そういう畜種毎の特性を踏まえてどのような方向で我が国の畜産・酪農の所得補償を考えていくのか、もう少し具体的な方向性を示していただければと思います。

3番目は6次産業化ですが、酪農家でチーズをやっていくという例があります。個人に着目した6次産業化というところが強調され過ぎているのかなと思います。例えば牛肉、肥育牛の6次産業化を考えると、個人というより産地でやっていくというのが極めて現実的であるわけで、そういう意味で、品目によっては集団や産地での6次産業化への取組が重要だと思いますので、御検討をお願いしたい。

それから、4ページの付加価値・ブランド化のところですが、和牛の血統とか精液の知的財産権の保全といった観点をどこかに挿入することを御検討願えないかというのが1つです。

それから、9ページ目の牛肉のトレーサビリティについてですが、これは法律に基づいてやっていますが、今回の基本計画では、戸別所得補償と6次産業化、安心・安全が3本柱になっていますが、畜産・酪農におけるトレーサビリティは今やっている牛肉だけなのか、それとも他の食肉とか牛乳等にも拡大していくのか、今後の方向性についてお聞きしたい。

それから、13ページですが、第3の基本的な指標についてです。が基本的考え方ところに経営指標として例示的に設定するとなっています。従来と違うのは、わざわざ例示的に設定するということが入っているというところですが、これはどういうふうにと考えたらいいか。従来の構造展望の位置付けと違うのか、変わっているのかどうかについてお聞きしたい。その上で例示的に設定するということと、今後10年間、我が国の畜産・酪農の経営体を育成する方向、育成していくための政策との関係はどういうふうにと考えたらいいかということについて、教えていただきたい。

その上で、6次産業化や、国産飼料の活用、家畜改良、作業の外部化等の取組を織り込んで設定するというところでありますけれども、コストとか所得目標も折り込む必要があるのではないかと思います。ぜひ織り込んでいただきたいし、もし織り込まないのであれば、その理由を教えてくださいたいと思います。

先ほどの6次産業化のところでもありましたが、酪農は6次産業化の取組の例示としてチーズの類型を出ていますが、肉用牛経営では6次産業化の例示がありません。肉用牛の場合、個人ではなく集団での6次産業化の取組ということになるとと思いますので、その辺を出した方が良くと思います。

それから、19ページ、流通の合理化ですが、乳業の再編に関わる予算については、事業仕分けで一般会計の計上は見送られ、ALICの予算で来年度18億円措置されています。食肉センターや卸売市場の整備には28億円ですか、これもALICの予算で措置されて、一般会計では駄目だということですね。しかし、ALICの財源は御承知のように200億円ぐらいに激減している訳ですので、来年の畜産・酪農対策の一般財源も心配な中で、こうした流通対策に関わる一般会計における財源の確保は重要な課題だと思いますので、これらについて御意見があればいただけたらと思います。

以上です。

○鈴木部会長

ありがとうございます。色々御質問もありましたが、後でまとめてコメントいただくことにします。

萬野委員、お願いします。

#### ○萬野委員

基本方針の全体的な内容はほぼ賛成できる内容だと思っております。

少し気になるのは、資料4の第3の中の類型案です。15ページ以降ですが、それまでの前段に放牧という言葉が多々出ています。基本的に放牧というのは、国産粗飼料を利用する考え方と土地利用型、つまり中山間地を有効利用することだと思えますし、僕もそれに賛成です。そういうふう言いながら、類型の中で放牧という言葉が一切入っておらずちょっと違和感があるので、どこかに放牧を利用した酪農経営なり、繁殖経営にメッセージ的にも入れていただけたらと思っております。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

飛田委員、お願いします。

#### ○飛田委員

基本的なこと、今後どのように取り進めていくのかということ話をさせていただきます。1つには、私ども生産現場は、23年から戸別所得補償方式が導入されるという話をしていますが、今日の説明では、戸別所得の「戸別」がなくなりました。政務官、そうですね。現場は戸別所得補償方式が導入される方向で話をしておりますが、今日のお話では、「戸別」がなくなって、畜産・酪農の所得補償制度という名前でした。これはどういう方向で取り組んでいくのか。例えば水田については、今年度モデル事業として実施されておりますが、水田と同じような中身でやっていくのか、そのことがまず明確でないということが現場では非常に気がかりです。

それと戸別所得補償制度の難しさは、水田では、米をそのまま消費者の皆さんに食べていただくというのが基本ですが、畑作、酪農・畜産では、過程の中で加工業務が入るわけです。牛乳にしてもそうです。乳業メーカーが処理・加工を行っています。このような流れの中で所得補償をどのようにされるのか。

もう1つ、牛乳については加工乳を生産する酪農家と、飲用乳を生産する酪農家があります。北海道は加工乳地帯、府県は飲用乳地帯という中で生産を続けている。その状況をどのように把握していくのか。特に加工乳は、今は補給金制度がありますが、私はこの制度は非常に良い制度だと思っております。将来、この補給金制度の中で、WTOがどのようになるかということも非常に気がかりです。そういうことを含めた中での補給金制度、あるいは補償制度をどのようにしていくのか。これをしっかり考えていかないとならない。検討するという文言で記載されておりますけれど、審議会でもそういうことを検討していかなければなりません。いずれにしても政府としてそのことをどのようにしていきたいのか、明確な中身も教えていただきたい。

それと、畜産部会は、部会長、4回あるんですか、これから。あと3回ですか。

#### ○鈴木部会長

あと2回、3回。

#### ○原田畜産企画課長

3回ぐらいですね。



## ○飛田委員

あと3回ぐらいね。

その中でどういう検討をこれから加えていくのか。そこも含めて、その検討内容をどのように私どもが捉えていけばいいのかということもありますから。基本計画で10年後の生産数量目標も出されました。基本計画に沿って私ども生産現場が搾乳していく。肉を作っていく。安心して経営ができて、消費者の皆さんも安心して消費していくという仕組みをどのように作っていくかというのが今回の酪肉近の課題ですから。先程言ったように、例えば補給金制度の中でどのようにそれを作っていくかということをも十分考えていただきたいということを申し上げておきたい。

## ○鈴木部会長

ありがとうございます。

福田委員、お願いします。

## ○福田委員

まずは最初の「酪農・肉用牛生産の位置付け」ですが、先程富士委員もこの点について御発言があったわけですが、2番目に「関連産業、国土の有効活用等」とありますが、農地だけでなく、地域資源を含め、我が国の国土資源の活用に非常に大きく貢献する畜産を作り上げるということがまず出てくるべきであって、それが循環のリード役になる。それがひいては国民の理解を得て、6次産業化についても国民の理解を得る。そういうふうな位置付けをまず最初にぜひしてほしいと思います。それが後の論述にかかってくるのではないかと考えております。

3番目に「6次産業化の取組等による持続可能な酪農・肉用牛生産への転換」があつて、この項目は(1)からずっと長いのですが、6次産業化、これは経営からしてみると、生産して、加工、販売により経営の中に2次産業或いは3次産業の過程を取り込むということになるのだらうと思いますが、そのこのところと、「持続可能な酪農・肉用牛生産への転換」という経営自体の体質強化といいたいまいしょうか、コストですね。収入を上げるという側面と、体質強化してコストを下げていくというCの部分がこの3のところの混在している感じがします。6次産業化という言葉が頭にきているのですが、そのこのところは、少しめり張りを付けて分けた方が非常に明快になるのではないかと気がしました。同時に、もう1つ、6次産業化という言葉、これは当然経営あるいは産地サイドに付加価値を付けるという意味で第2次産業、第3次産業分を取り込むということなのですが、これは在来型の第2次産業、第3次産業と第1次産業である酪農・肉用牛経営が連携していくという方向とは違う路線だと思ふんです。違う路線だということをはきちんと明確に述べる必要があると思ふんです。ですから、そこが二正面对応といいたいまいしょうか、両面の対応戦略をとる必要があるということを書く必要があるし、場合によってはそれは先ほどの流通の話のところでも出ましたが、なかなか整合性が取れないような部分も出てくる可能性があると思ふんですので、そこはきちんとして位置付ける必要があると思ひました。

それから、第3の基本的指標、経営の類型の話が出ておりますが、様々な経営類型のタイプが出ておりますけれども、現状のレベルといいたいまいしょうか、特に繁殖のところでは10頭規模という話が出ましたけれども、もちろんこれは複合経営の中の位置付けなのでしょうが、こういった経営が将来に渡ってかなり多数を占める、目標となるような類型となり得るのかどうか。これは所得目標との関わりにならうかと思ひますが、その辺のところを少し疑問に感じます。

同時に、これは北海道と都府県との対比で、土地条件の制約のある、なし、大きい、小さいという表現がしてありますが、土地条件に制約があるといつても、これは個別経営にとって自給飼料基

盤がない、土地条件の制約があるということであって、地域で飼料を作って、酪農或いは肉用牛の経営主体に流通、販売するというので、地域の自給飼料生産で自給飼料を確保するという方策が今出てきているのだと思いますから、そこをぜひ取り込んだ形で類型を作り上げてほしい。そうなると、従来型のいわゆる個別経営にとっての飼料自給率とは違う地域自給飼料を含めた自給率といったものが出てくるのだらうと思いますので、ぜひそのところを考慮していただきたいと思いません。

同時にこういう類型を考えているときに、先程の説明にもありましたけれども、CBS、キャトル・ブリーディング・ステーション、TMRセンター、コントラクター等、一種の支援組織が関わってこういう形態ができてくるということを含んに指摘されて、それは私は良い方向だと思うんですが、そういう支援組織がどういうふうに運営していけばいいのか、こういう形でちゃんとTMRセンターは運営される、あるいはコントラクターはこういうタイプでこういうふうな形でちゃんと合理的に経営されていきますということをそろそろ示しておかないと、そこが実は余り上手くないのに、経営類型だけが示されるとやや片手落ちになるのではないかという感じがしました。

以上であります。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

堀江委員。

#### ○堀江委員

まず、1ページのところで、先程皆さんから出ました所得補償制度ですが、これについてはやはり畜種別に10年先を目標とした明確な補償のあり方についてはっきり示していただきたい。今回示された補償制度で生産者が非常に不安に思っている点があります。それと、こういう制度を作っていくときに、生産者にいかに詳しく伝えていくかということが問題になると思います。この骨子案を見ていると大変よくできているわけですが、これをやはり生産者、あるいは消費者の方に正確に伝えていかなければ何の意味もなくなってしまいうわけですし、行政だけがわかっているという話ではないと思いますので、いかに生産者に知らせていくかが非常に大事だと思っております。

それと6次産業化のことですけれども、書き入れていただく、いただかないかは別として、ここではチーズを作るということが記載されておりますが、実際には先程富士委員からお話がありましたように、地域で取り組む、あるいは1つの団体として取り組まなければとても大企業には太刀打ちできないと私は思います。実際私も色々な面で取り組んでおりますが、大規模なスーパーなどに価格の面で押さえられてしまう。地域ブランドとして立ち上げていくというのは非常に大変です。ですから、ここに記載してあることは簡単ですが、やはりこの中身についてどういうふうにして、これからどうブランドを立ち上げていくかということを生産現場だけではなくて、コーディネーターを間に挟んだりとか、そういうことをやりながら市場流通に乗せない非常に難しいと思います。

最後になりますけれども、食の安心・安全の問題で、牛のトレーサビリティは国が1頭1頭管理していますが、他の畜種については今までやっておりません。私は何回も申し上げておりますが、養豚については特に全部生産者がこの費用やシステムをグループや組織の中で負担してやっています。その中で食肉処理場の再編を考えると、これは全国统一したような形、そうでなかったら、

地域ごとで、例えば豚の場合、どこのと場で、どの豚をと畜しても同じシステムで動けるようなシステムを処理場の中に作っていただきたい。そうすれば流通段階の中で同じ形で動いていく。牛みたいに動いていくと思います。全国どこへ行っても小売店で検索ができるような状況を作っていたかないと、大変混乱するのではないかと思います。まして流通が北から南からという形ですので、これからトレーサビリティシステムの中で問題になってくるのではないかと思いますので、その辺をきちんとやっていただきたいと思います。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

神田委員、お願いします。

#### ○神田委員

意見と質問と感想が混ざりますけれども、幾つか申し上げたいと思います。

大きな3のところでは幾つかありますが、6次産業化の中で所得を増大するというところで、加工、直接販売等、付加価値を向上するというところで、これはこれで私たちも期待しているし、結構なことだと思いますが、消費者の立場から言えば、付加価値と一言に言っても内容やレベルなど色々あるだろうと思うわけです。販売価格の向上を目指すということであれば、ぜひとも高い付加価値を求めていってほしいなと思います。

(3)のところでも地域の特性等を踏まえた多様な経営の育成というところで、地域の特性をみんなが発揮していくということは、これもまたそれはそれでいいですし、期待しておりますけれども、それをみんなが発揮したときに、消費者から見て、その違いが余り分からないのではないかなという気もいたしまして、レベルが全体的に上がることは良いのですが、そういった中で価値ある差別化みたいなものをぜひ求めたいという気がいたします。ですので、消費者の支持を長続きさせるためにはそういった価値ある差別化ということを意識してほしいなと思いますので、付加価値と一言に言いましても、生産者、消費者側で共通認識のようなものを持っておく必要があるのかなと、ずれがあってはいけないなというふうに思いました。

それから、3の(2)のところでは「脂肪交雑重視から多様な和牛生産への転換」で、この間意見を申し上げておりますので、非常にこの辺は期待をしておりますが、文章の中で、「脂肪交雑は多くないが比較的安価な和牛肉に対する嗜好も増えている」という表現になっています。細かいことのように見えますが、消費者はもちろん安価なものを求めるわけですが、ここで押さえておくべきことは、嗜好が交雑が多くないものにシフトしているというところを押さえるべきで、必ずしも低価格ということではなく、結果的に求められるものです。実現すればそれは消費拡大にも繋がることですから、それがいいのですけれども、ここで押さえるべきことは嗜好がシフトしているのではないかなということなので、押さえ方にずれがないようにした方がいいと思いました。

それから、5ページの(6)の「地域ブランドの確立」で、地理的表示制度について、ヨーロッパの事例の資料が配られております。これは原産地の名称を保護する制度と受けとめておりますが、ここで例が挙げられているチーズでいうと、スイスのエメンタールチーズといった非常に有名なところ、知名度も高く、質も高く、しかも歴史や伝統があるというようなものを想像するわけです。もちろん大きな目標を掲げて取り組んでいただくのは大変なことだと思いますが、まず私たちが求めることは、地理的表示が目的というよりは、いいものを作ってほしいので、現状をしっかりと見据えて確実に進めていってほしいと思います。

それから、質問です。 9ページの5の1つ目が(1)です。安全性と信頼の確保のところですが、(1)の1つ目の丸のところの農薬使用基準のことです。飼料用作物については、具体的に「農薬使用基準を遵守するよう」云々と書いてあるわけですね。飼料用稲の方については、「適切な栽培管理の徹底を図り」となっていて、管理の仕方は、飼料用稲というのは、人が食べる稲と同じような農薬等の管理がなされていると受けとめていいのでしょうか。

それから、トレーサビリティのところです。ここについては先程御説明がなかったので、問題なく牛肉は進められていると受けとめていいと思うのですが、ただ、今後も監視指導をきちっとしていくというふうな文言になっており何か今の時点で問題があるのか、あるいは厚労省と一緒にやっていくものですので、生産者から消費者まで届くように、どんな監視がされて、どんなチェックがされているのか改めてわかるようにしていただきたいと思いました。

それから、11ページの5の(3)の国民の理解の確保のところ、国産飼料の利用の意義について説明する責任があるということが書かれています。国産飼料を使うことについては恐らく国民の理解があると思いますが、そうはいても説明する必要があるということは、例えば、国産飼料を使うと肉質に変化があって、何か心配な点があるので説明する必要があると言っているのか、この辺の認識を改めて教えていただきたいと思います。

それから、最後の方に書いてありますが、飼料の価格が高騰した場合に、コスト増分の価格転嫁についての理解、これは毎回書かれているわけです。書いていることはやぶさかではないのですが、これを一歩進めていくのにはどうしたらいいのかと思ったときに大変難しいなと思うので、ここは感想なのですが、農産物であれば、天気が悪ければいつもは100円のキャベツが500円になったりする訳です。たくさん採れば安くなるというのは私たちは日常的に経験しているので、肉の場合もそういった事情があれば価格が高くなっても、そういうものかという理解はない訳ではない。ただ、キャベツが500円になれば、キャベツじゃなくて、モヤシにシフトする訳です。ですから、牛肉が高くなれば、もしかしたら鶏肉にシフトしてしまうんですね。ここで理解を進めるといふ意味は、仮に飼料が高くなっても、鶏肉じゃなくて高い牛肉を買ってもらえるように理解を進めるといふ意味なんですね。なかなか難しいと思うので、ここだけでなく、トータルで、国民全体で農業を守って進めていくのだというところからしっかりしていかないと、これだけ書いてあっても、現実的には生活が苦しい中で理解してもらおうというのは無理だという気がいたします。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

お願いします。

#### ○八巻委員

各論を数点申し上げたいと思います。

1つ目は、先程もお話がありました畜産・酪農所得補償制度の導入という大きな項目が掲げられていますが、例えば、経営安定対策の確立の検討という表現に工夫すべきではないかと思えます。それは経営安定対策は幅というか、奥行きのある表現だと考えます。経営安定対策の1つの手法なり、手段として所得補償なり、価格補償といったものがあるのではないかと。そういった意味では現行の制度を検証せずに、いきなり所得補償制度導入、これは一体どういうことなのかな、といったようになりますので、もっとその辺のことは丁寧に表現しないと、ただ誤解を招くだけではないかと考えます。

2点目は、2ページと18ページの生乳の需給調整についてです。短期間で変化を繰り返す国際相場や需給環境の中で酪農の経営安定と生産基盤を維持するためには、引き続き生乳の需給調整は極めて重要な課題だろうということが2ページと18ページに記載があって、趣旨は理解いたします。しかし、言葉尻をとったととられると困るのですが、2ページでは「需要に応じた生乳や牛乳・乳製品の生産の徹底を図っていく」という表現で、18ページの②では「需要に応じた生産を推進していく」ということで、ちょっと表現のニュアンスが違うので、意図的なものがあるのかどうか、そのところに疑問を持っております。

3点目は、2ページの下段の方にあるのですが、経営の担い手の表現がありまして、酪農、肉牛といった経営体というのは土地利用型農業の一部ですので、農地の有効利用から考えても、今後の生産の担い手は家族経営が主体になるべきだろうと考えています。そういったことは表現されてはおりますが、前回の指針に比べていかにもスペースや表現が小さいという気がします。これは所得補償制度との関わりの中でそのようになったのかと考えますが、いずれにしても担い手をきちっと確保していかないと生産する人はいなくなってしまうので、そのところは大きく掲げた方がいいのかなと思っております。

次に、18ページの②の方で、生産者団体に関係することが幾つかあります。一番最後の2行に、「6次産業化を推進するに当たって」云々とありますが、多様な生産形態は6次産業化だけではないのではないかと。今回の基本方針はどちらかというと、これまでの生産拡大・維持路線の転換というふうに捉えた場合、例えば法人化して生産を拡大しようという生産者群や、あるいは様々な経営支援システムを利用して生産を維持する生産者群、放牧酪農してゆとりを目指す生産者群といった様々な生産者群があってもいい。そういった生産者の意思を反映することが必要でないのか。そういった意味では必ずしも多様なところでは6次産業化に限らなくてもいいのではないかと、そんな印象を持ちました。

続いて、同じ②に指定団体制度について書かれています。これについては、前回富士委員から極めて丁寧なお話がありましたので具体的な説明は省きますが、いずれにしても指定団体に期待される本来の機能が、18ページに掲げてありますが、改めてこの機会に機能を強化するといったことが重要ではないかと思えます。

先程から申し上げている6次産業化を酪農分野で推進するというのであれば、生産者と指定団体との生乳取引の的確さが大きな鍵になると思えます。そういった意味では指定団体がしっかりと機能しなければ混乱を招くだけといったようなことが心配されますので、その辺は必要だろうと思えます。

それから、繰り返しますが、所得補償制度導入の検討に当たっては、指定団体の機能の重要性を改めて整理した上で議論することが重要であろうと考えます。

最後に、4ページの改良の話。乳牛の生涯生産性というところに着目した改良を進めていくということに関しては、私は大きく評価したいと考えます。ただ、肉牛では改良に伴う飼養管理技術の向上という面、これも実はあるのではなかろうかと考えますので、その辺はどうなんでしょうか。特に回答は要りません。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

上安平委員、お願いします。

## ○上安平委員

全体を見ますと、国民の理解を得られなければいけない、消費者のニーズを捉えなければいけない、というような表現が何回か出てまいります。しかし、他の全ての項目では、すごく多岐に渡って論じられ、大変具体的に目標も示されているのですが、国民の理解の部分になりますと、やはりお題目としては立派で文句のつけようもないのですが、具体性に欠ける表現が随所に見られ、具体的には一体どうするのだろうなど。それは、国民の理解は必要だという気がしてしまいます。国民の暮らしの中で農業を戦略的に位置付けていくということであれば、その辺のところはもうちょっと丁寧に書き込んでもらいたいという気がしております。

しかもそれにこれだけ広範多岐に渡った計画ですから、実際にこれを実行に移すときには一斉に「せいの」とは絶対いかないと思います。多分、優先順位を付けて1つずつ何年かに渡って実現していくのだろうと思うんですが、その場合、優先順位の付け方に消費者や国民全体がどのように参加できるのか、多少心配になります。しかも世の中の情勢は刻々と変化しておりますから、そういう計画には必ず変化を取り入れる要素が出てくると思うんですが、そういった中で、例えば生産者の方、流通段階にある方もそうですが、直接日々の生業と結びつくわけですから、それが困った立場になれば声をお上げになります、サイレントマジョリティーである消費者、一般国民は、それにどう参加できるのか、その辺りがとても心配になります。国民のための農業ということであれば、これを実行する、そして計画を変更する段階で、何らかの形で意見を汲み上げてほしい気がしております。

それから、何回かこの案の中に生産者の創意工夫とか、酪農家の創意工夫という言葉が見られて、大変魅力的な言葉ですが、今までの日本の農業というのは創意工夫というのをガチガチの統制や管理の元で芽を摘んできたのではないかという気がしています。それをこういう文言を入れることで、これからは方針転換したんだということを明確に示されたのは大変評価できると思いますが、創意工夫というのをどういう形で汲み取っていくのか。創意工夫は、最初のうちは非常に目障りな存在だと思いますが、そういったターニングポイントになるような芽をどうやって生かしていくのか。これはかなり大きな問題で、ぱーっと創意工夫を生かしましょうねという程簡単ではないような気がするんですが、いかがでしょうか。

以上でございます。

## ○鈴木部会長

ありがとうございます。

大分時間が押しておりますが。大藪委員。

## ○大藪委員

2つほどお願いいたします。

先程から何度も出ておりますが、位置付けに関して、やはり国土の有効利用等ということではなくて、酪農及び畜産農家が果たしている国土保全ということを全面的に出していただきたいと思いましたが。これがあるからこそ国土が守られているのだという、生産基盤があるからこそやっているのだということを明確に出していただきたいと思います。

それから、もう1つは国産チーズの高付加価値化ですが、やはり技術向上とか指導者養成というのはすごくありがたいのですが、実際に私がこの6次産業をやっている一番困っているのは、やはり流通部門です。これからどういう形で流通、販売していったらいいのだろうかというのがなかなか難しく感じているところですので、講習会や指導についても文言として出していただけたらと思

います。

もう1つ。コントラに関しましては、酪農家にとってはすごく利用価値があるのですが、なかなかこれを利用できない農家が多いということを念頭に置いていただいて、小規模農家がこれから酪農をしていく上で利用しやすい組織や機械化の方法をこの文章のどこかに入れていただきたいと思っています。小規模酪農家があるからこそ今の日本の酪農は守られているのだというのがちょっと抜けているのではないかと思います。多様な経営形態とすごくいいことが書いてあるのですけれども、そこまでで、どこを探しても小さな農家のことは何も書かれていないので、そこを考えてと思います。

以上です。

#### ○鈴木部会長

どうもありがとうございます。

ちょっと時間が押しておりまして、大変貴重な御意見をそれぞれの立場からいただきましたので、舟山政務官から最後に一言だけコメントをお願いします。

#### ○舟山政務官

まだ議論は続けていただければと思うんですけども、私の方から今までのところで幾つか大きなところをコメントさせていただきたいと思います。

一番多く出たところで、畜産・酪農の所得補償制度について幾つか御質問いただきました。実はこれは昨年以来の民主党のマニフェストと全く同じ表現ぶりでありまして、戸別所得補償制度というのがいわゆる米・麦・大豆、そういった土地利用型のいわゆる耕種農業について戸別所得補償制度を導入するという。そして、それと併せまして、その仕組みを基本として、畜産・酪農についても所得補償制度を導入していこうということを謳っております。その書きぶりとは全く今のところ同じなのですけれども、今、畜産・酪農につきましては、畜種によって色々ですが、ある意味所得補償に近いような形で経営安定対策が組まれております。今の畜種ごとの経営安定対策を検証しつつ、それこそ1つにはコストも含めた所得を、一部の生産者負担はあるにしても、そういった仕組みがありますので、そこを活用して、どうそれに肉付けをしていくのか、それをどう発展させていくのかといった検討をこれからしていくところです。

今回の基本方針は、大きな方針を示すものであって、個別具体的なこれからの所得補償制度、もしくは経営安定対策、そういったものの具体的な仕組みというのはまさに今 22 年度予算の検討と併せて具体化をしているところでして、基本方針の中には大きな方向性は示しますけれども、個別具体的な制度まで書き込むのはなかなか厳しいと思っております。そういった意味では、別に畜産に関して後退した訳でもなく、同じ方向で――畜産について耕種と違うのは、年に何回か生産があって、恒常的にずっと生産費が販売価格を上回っているという状況ではない。時期や、そのときの状況によって違うということで、そのまま当てはまるとは思いませんけれども、それを基軸としつつ、どういう対策が一番いいのかということをしつかりと検討していきたいと思っております。

それから、冒頭の「我が国における酪農・肉用牛生産の位置付け」に、国土の有効活用や国土保全という観点でもっと盛り込むべきではないかという意見も幾つかございました。私もその通りだと思っております。この中に例えば今まで輸入飼料に依存してきた畜産・酪農は、国土ということ考えたとき、飼料自給率を上げる取組にも結びついていく、ということで、ここに書き込むべきではないかという御意見もいただきました。それについては最後、11 ページにも多少書いていますが、そこは頭のところにもしつかりと書き込んでいくべきだと思っておりますので、そのような

方向で再検討したいと思います。

また、脂肪交雑の少ない肉への嗜好というところ、これについても色んな意見がありまして、生産者サイドでは、決して消費者と生産者の意識はずれていないのだと、そこが勘違いされないような書きぶりが必要ではないかという声がありましたし、消費者サイドからは、価格が安いからではなくて、嗜好としてそれが望まれているのだという声もありました。私もやはり脂肪交雑が少ないというのは、健康面でも、もしかしたらこれは健康指導、食生活指針の中でもそういった方向は必要なのかなとも思っていて、そういったところを含めてきちんと誤解のないように分かりやすいように書き込むことも必要かなと思っています。

それから、国民への理解、消費者理解、具体策が見えない。実は本当にそこが私は今までの農業政策の一番弱いところだったのかなと思っています。どんなにいい政策でも消費者や国民の意識と乖離していればなかなか持続できませんし、消費の現場と生産の現場が分断された関係になってしまうと思います。そういった意味ではそれについてどう理解を進めていくのかというのが非常に重要だと思っています。今回の食料・農業・農村基本計画の「まえがき」にはかなりくどく書かせていただきました。それを受けての今回の酪農・肉用牛の基本方針にもその具体策、本当にこれといった決め手があればぜひそういったアイデアもいただきたいのですが、そういう視点での書きぶりをもう少し充実させる必要はあるのかなと思っています。

もう1つ、創意工夫、これも確かに悩ましい言葉で、ただ、今までの農業、特に畜産・酪農は比較的日本にとっては新しい分野だと思っています、そういう意味では一定程度政策を推進するに当たっては、まさに創意工夫は邪魔で、画一的に進める方が結構やりやすかったという側面はあるのではないかなと思うんですね。そういう中で今回の基本方針でも画一的な規模拡大や一元集荷——一元集荷の必要性を私は否定しませんが、——それだけではなくて、もっと多様な——私もヨーロッパに行って本当に思ったのですけれども、すごくたくさんの品種があって、それは地域の振興、また遺伝子の保存にもすごく役立っている。そういった意味で、今ここまである程度充実してきたからこそ、もっと多様性というものを重視するような方向に、今改めて舵を切る必要性が高まっているのではないかなと思っています、そういう中で創意工夫、多様化ということを新しい方向として打ち出すのかなと思っています。

乳製品、酪農のところでも幾つか御指摘がありました、集送乳の合理化や生産者の創意工夫というところ。ここの意味するところは、今申し上げた通り、指定団体における一元集荷によって、集約化、効率化を図っていくという方向性を全て否定する訳ではありません。それはそれで必要なのですけれども、逆にそれが地域の多様な加工や、地域ブランドの確立というのを阻んできた。特色のある生産を阻んできた側面もあったのではないかなと思っています、そういった取組、一元集荷以外の取組も別途支援できるような仕組みというものも作っていかねばならないと。そういう認識の中で18ページの②の方向性を書かせていただいたということです。

まさに経営類型のところも本当に御指摘の通りだと思います。まだまだ議論が詰まっておらず、非常に画一的な、1番の酪農経営の類型も頭数が違うだけで、1番と2番で何が違うのだろうという感じもしますが、まさしく放牧や飼料自給率の向上を掲げている以上は、やはりこういった中にもそういう方向性も示す中で、この経営類型の提示についてももう少し検討しなければいけない。改めて御指摘をいただいてありがとうございました。

いずれにいたしましても本当に貴重な意見をたくさんいただきましたので、意見を踏まえて、生産者にとっても消費者にとっても、より分かりやすく読みやすい、計画に作り変えていきたいと思



っております。

すみません。私はここで中座させていただきますけれども、この後もぜひ議論を続けていただき、しっかりと事務方で受けとめさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

#### ○鈴木部会長

政務官、どうもありがとうございました。

それでは、今までのところで事務局の方から回答いただける点は引き続きお願いします。

#### ○原田畜産企画課長

色々御意見をいただきまして本当にありがとうございます。

今日、お示しした基本方針の骨子案は、これから肉付けをしていく中で文章や内容について、御意見を踏まえながら更に内容を変えて、また御提示したいと思います。

今日の御意見に対して回答ということではないのですが、2、3補足します。

まず、政務官から話がありました今回の基本方針は、多様化、創意工夫、6次産業化ということで、従来より特色のあるものを打ち出していますが、例えば経営類型、どういう類型で、どういうものを示していくのか、極端な話を言いますと、多様化というキーワードがある中で、幾ら打ち出しても切りがないということもあります。今までのように、従来の方針のように戦略的拡大の中で規模拡大やコスト低下、そういったものをぐいぐいある意味方向性を示してきたものとは、今回は違ってくるのではないかと。もう少し1つの方向性を強く打ち出すのではなく、もう少し農家の方々が自分のスタイルの経営を作っていくときの参考としての指標になるのではないかと考えております。今回、経営指標のところは類型表しか出していませんので、今日色々肉付けについて御議論いただいたものをこれからどういった指標を作っていくか、次回以降お示ししたいと思いますが、従来のようなものとはちょっと性格が違ってくるという気もしております。

今日のお話を踏まえ、もう少し肉付けをして御議論いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

#### ○鈴木部会長

はい、お願いします。

#### ○大野畜産振興課長

幾つか御意見がございましたので、これは後程どういうふうな書きぶりにするかというのはまた検討させていただきますけれども、今現在こんなことが行われているという情報提供だけさせていただきますと思います。

向井委員から、生産者はサシを志向しているのではないと。流通サイドから、端的に言えばサシを求められるから、それに対応して今まで作ってきたのだということだろうと思います。冒頭、資料5で家畜改良増殖目標のポイントを技術室長から説明させていただきましたが、消費者のニーズと、生産者がこれから目指していく方向の結節点が家畜改良増殖目標だと思っております、これは萬野委員にも議論に参加していただいておりますけれども、これまでのサシ重視から、サシは十分で、これ以上サシを求めず、今までのステイという目標。その代わりに、できるだけ出荷月齢を早めるための日増体量を上げていくといったような御議論をいただきながら案を作っていたところでは。

それから、阿部委員からお話ございましたコントラの機能の中で、特に今まで強調しておられた技術指導分野については、コントラの機能をどうするかについて、経営高度化の推進協議会も開

催しておりますが、家畜改良センターのような組織についても、どのように貢献すればコントラクターを核としたコミュニティの中に最新の技術情報を伝えていけるか、ということも考えなくてはいけないと思ったところです。

それから、乳成分のところですが、乳たん白の向上。これも実は乳用牛の研究会の中で議論になったところで、もちろん単独でもできるのですが、基本的に乳脂肪と乳たん白、これは正の相関関係にあり、乳たん白を増やすか、乳脂肪を増やすか——どちらを増やしても一緒なのですが、片方に着目した改良を行うと両方パラレルに増えてしまうため、なかなか辛いところがあるので、今、最終案のところでは乳量に幅を持たせて、乳成分、乳たん白の分量を増やしていくような遺伝的な能力、育種価を高める方向にしている。その代わり表現形としての能力は乳量が 8,000kg から 9,000kg といった幅で示させていただくような工夫をさせていただいているところです。

それから、富士委員からございました和牛の知財、和牛の遺伝子の保存。これは知的財産権取得活用推進協議会というのを作ってしまして、和牛がなぜ旨いか、何故サシが入るか、そういった遺伝子の特許を取って、パテントプールしよう、日本の中で使えるようにしようとか、あるいはそのための共同研究をする。そのような取組をやっていますし、また、精液の流通管理が大事だということで、ストローにバーコードを印刷したり、ミューチップを付けたりして、精液管理の徹底を図る取組や、御存じの和牛マークの作成などの取組の中で知的財産権を守っていくことが重要であるとのことで推進しているところです。

それから、福田委員からありました経営類型には入れていませんでしたけれども、コントラのところは3ページにあるように、支援組織の育成ということで、これも限られた予算の中で新規事業の予算として、コントラの法人化、作付している面積を飛躍的に拡大するといったような取組に機械施設の導入の助成や、従来からの取組では、コントラが受託面積を拡大するとき面的な助成するなどの取組を行っているところです。

それから、神田委員から、飼料作物と新たな取組の飼料稲で書きぶりが違うという御質問がありました。従来、食用米をそのまま動物に給与しても別に何の問題もない訳です。飼料稲という新しい取組では、鶏等は粳のまま給与してもいいじゃないかと。かえってそのほうが鶏の体のためにもいいというような取組がある中で、粳のまま給与することは想定していなかったもので、そういったものについて今やっておりますのは、粳で給与する場合には、穂が出た後は農薬を絶対まいてはいけません。その後、農薬をまいたら、粳の形ではなくて、ちゃんと粳スリして玄米で給与するように栽培管理で指導させていただいております。そのような訳で、微妙に書き分けております。

それから、神田委員からございました国民理解の中の一例を御紹介させていただきます。例えば、飼料用米を例にあげると、12月14日に農林省で、3月12日には江東区で400人ぐらいのシンポジウムを開催しましたが、そのうち、3、4割は消費者の方々の、このような取組で飼料用米が資源の循環に役立つ、休耕地に植えるのだというお話をさせていただくと、少々高くても買うから——実際に買っていただけるかどうかは別として、飼料用米を使った畜産物をどんどん作ってほしいというような力強い御意見も頂戴しましたので、こういう取組を進めていきたいと感じたところです。

以上、情報提供までです。

#### ○鈴木部会長

お願いします。

#### ○山根畜産総合推進室長

経営指標の関係で補足いたします。富士委員及び福田委員から、例えば肉用牛経営の集団による取組を類型に追加したり、地域の飼料基盤を利用することを踏まえてはどうか、というお話がございました。もちろん経営類型として例示的に示す中で、先程、課長も申し上げましたように、できればたくさんあった方がいいのですが、一方で、大臣が告示するものとして、色んなモデルを示すときに、データや事例の蓄積を踏まえて作っていく必要があります。本日の御意見は検討させていただきますが、場合によっては個別にそういう事例についてお聞きすることがあるかもしれませんが、その際は御理解と御協力をいただきたいと思います。

#### ○鈴木部会長

順次お願いします。

#### ○倉重牛乳乳製品課長

主要な御指摘については政務官から回答申し上げましたので、補足ということでお話しさせていただきます。まず、富士委員から乳業再編の予算についての御質問がありましたが、御指摘の通り、22年度予算では一般予算での計上は見送られた訳ですが、この要因としましては、乳業再編の予算は、今まで一般会計とALIC事業として行ってきた訳ですが、一般予算の執行率が低いということで、22年度については一般予算での計上は見送った上で、ALICの事業として行うことになったところです。ALICについては、今後事業仕分け等の議論もあると考えられますが、この事業は必要な事業だと思っておりますので、そのような議論も踏まえた上で、どのような形で予算を計上していくか検討していきたいと思っております。

飛田委員から所得補償制度に絡めて、補給金制度等についても御意見、御指摘がございました。大きな方向につきましては政務官からお答えした通りでございます。牛乳課長といたしましては、加工原料乳の補給金制度の経緯や歴史がありますので、まずは経緯や機能を十分検討した上で、御指摘、ポイントを踏まえ、今後のことを検討していきたいと思っております。

八巻委員から需要に応じた生産という部分の表現ぶりの違いについて、2ページと18ページにございました。確かに表現は違うのですが、特に大きな意味はありません。項目としては、2ページは生乳の需給調整という項目の中の表現であり、18ページの方は集送乳の合理化等々のコンテクトの中での表現ですので、若干書きぶりを違えたところです。

次に、大藪委員から国産チーズについて技術指導とともに、流通でどのように売っていくかについても重要だという御指摘がありました。この点については、他の酪農家の方からもどのように売るかというところが一番難しいという声を我々も聞いております。22年度の予算で色々な技術指導等も進めていく訳ですが、その中で、どのような形で売るか、流通面についても聞きたいと思っております。

私からは以上です。

#### ○池田畜水産安全管理課長

神田委員から牛トレーサビリティの監視について御質問がありましたので、お答えいたします。

御案内の通り、牛トレーサビリティは、牛が産まれたときから小売店で売られるまで、一連の番号をリレーしていくわけですが、それに関係する牛の生産農家は約10万戸、牛のと畜場は約150～160あります。その後、その肉の卸をしている方々が1万者ぐらい、小売店は4万ぐらいあります。こういった方々が関係してくる訳ですが、これについて農林水産省の地方農政事務所にトレーサビリティの担当者があり、立ち入りを行いまして、例えば、牛に耳標がしっかり付いているかどうか、帳簿の管理がしっかりされているかどうか、こういったことのチェックをしたりしてござい

す。

その他、年間、牛では120～130万頭と畜されるわけですが、と畜される全ての牛から肉片を採取いたしまして、それをストックしておきます。一方、小売店等で実際に売られているお肉を買ってきます。そのと畜された時に採取された肉片と小売店で売られているお肉が同じはずです。それに齟齬があってはいけないということで、その2つの肉をDNA鑑定しております。これらの取組によって、適正にトレーサビリティの制度が運用されるように監督をしているところです。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。杉本委員、お願いします。

#### ○杉本委員

酪肉近の案件、今年も相変わらず生産者ありきの感は否めませんが、それはそれで結構ですが、食肉流通サイドから一言だけ要望・御意見を申し上げます。

東京食肉市場と大阪南港市場が2大市場として、牛枝肉、豚枝肉の建値を付けておりますが、牛の場合、東京では1日最大450頭、大阪南港市場では200プラス15頭のと畜能力を持っておりますけれども、東京も大阪も生産圏にないので、当然地方から牛や豚を集めてまいります。しかし、枠が満杯になる日が少しずつ減っているような状況でございまして、このような中で、20ページに載っている、方向性の「イ 産地食肉センターの整備推進」という項目がありますけれども、これを推進していかれると、なお一層、中央市場、東京食肉市場、大阪食肉市場には荷が流れてこなくなる懸念されます。

また、地産地消についても、各センターでは販売に苦慮しております。値崩れ感のある品物を大阪や東京や名古屋に捨て値で持ってこられるような状況になっております。これはいかんともしがたいような状況で、こういうことがあると、建値市場の信頼性が損なわれますので、これについての農水省のお考えというのはどうなっているのでしょうか。

以上です。

#### ○鈴木部会長

今の点については。

#### ○富田食肉需給対策室長

今、杉本委員から産地食肉センターと食肉卸売市場の関係について御指摘があったところでございます。

現在、景気の低迷の中で、肉用牛なり、豚も含めまして大変価格が低迷していて、そういった中で、東京、大阪などの大消費地の市場にも荷が集まりにくいという状況が出ているのではないかと理解しております。私どもは産地食肉センターの整備を推進しておりますが、冒頭課長が説明しましたように、できる限り低コストで最終的な消費地である大消費地に流通させる上で、産地においてと畜から部分肉まで処理することが必要だろうと思います。一方で、そういった産地の食肉センターでは大消費地の食肉市場で形成された値段を使って取引されているという実態があるので、食肉市場での建値形成機能というのも大変重要なポイントだと思っております。そういったバランスをできる限り取っていくというのが新たな酪肉近での非常に重要なポイントだろうと考えておまして、今回の基本方針の骨子案でも食肉卸売市場について基本的機能の強化ということで改めて項を立てて、価格形成機能が十分発揮できるように集分荷機能や決裁機能を高めていきたいということで、骨子を作りまして、これから肉付けをする訳ですが、そういったこととのバランスについ

て、できる限り魅力ある食肉卸売市場を作っていけるように考えていきたいと考えております。

以上です。

#### ○鈴木部会長

ありがとうございます。

時間が大分押しておりますが、ほかにはいかがでしょうか。

#### ○飛田委員

新たな酪肉近の構想をどのように作っていくかについて、先程もちょっと申しましたが、例えば酪農においても畜産においても、政権が替わったということもありますし、どんな方向を作っていくのか。加工乳では、倉重課長からも説明がありました。例えば、今年だけ、来年だけでなく、10年のスパンの中でその組み立てをどうしていくかということをも十分議論してもらって――要するに酪農経営がしっかりできないと困る。そして、消費者の皆さんに安心して供給ができなくなるんです。そのことをしっかり議論した上で、どのような方向を作るのかということをも部会長、ぜひしっかり議論してください。

そして、そのことをどう生かしていくかということについても――従来の方法で色んな対策を打ってもらっておりますが、反省は反省としてやらなければいけません。その上でどうやって新しい体制を作ってきたり経営ができるか、或いは消費者の皆さんに供給できるか、大きな視点で議論していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。

#### ○鈴木部会長

御指摘の通りだと思います。今日も所得補償制度に絡めて御議論がありましたように、この部分は今のところ基本計画の方で書いてある文言がそのまま入っております。これをブレイクダウンする形で畜産・酪農の基本方針がある訳ですので、今言ったようなことも含めて、ここにこれで行うというふうな個別のことが今確定できる段階ではないにしても、検討の方向性というものはできる限り具体的に入ってくるような形で表現できないかと。

それに当たっては今お話があったように、委員の皆さんからの御意見としっかりした議論、それから皆さんがそれぞれ色んな現場でお聞きになっている生産者や消費者等、色々な関係者の御意見も踏まえて、色んなところでの議論を調整してこれはできてくる訳ですが、ここでの議論というものも非常に重要だと思いますので、その点、大変貴重な御意見をいただきました。残された回数は少ないかもしれませんが、今後も議論を深めていっていただきたいと考えております。

他にはいかがでしょうか。阿部委員、どうぞ。

#### ○阿部委員

会議のあり方についてですが、今日の会議はとてもよかったと思います。いわゆるポリティシャンと、それからテクノクラートというか、農水省の技術官僚の方、両方の話がありました。前半は政治家としての見解があって、その後農水省の課長の皆さんの御意見を披露されたという配分はとてもよかった。

前回は副大臣の話だけで終わってしまいました。そうすると、物足りなさがある訳です。そういったことで、これからも今日のような形で、要するに配分の妙というのをやっていただけるとありがたいと思います。時間の都合等色々あると思いますが、そういうことを希望として申し上げておきたいと思っております。

#### ○鈴木部会長

御指摘、ありがとうございます。他によろしいですか。

## 閉 会

### ○鈴木部会長

この辺りで本日の議論は終わりにしたいと思います。

事務局の方から連絡がありますか。

### ○原田畜産企画課長

次回の畜産部会の日程につきましては、改めてまた御連絡しますが、連休明けを目処に考えております。

また、同時並行で与党の先生方の意見もお聞きしておりますので、そのことも併せて御報告しておきます。

以上でございます。

### ○鈴木部会長

では、これで終わりにいたします。どうもありがとうございました。